

ふじみ野市建設工事中間前金払取扱要領

(平成29年3月27日決裁)

(令和6年12月3日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、ふじみ野市契約規則（平成17年規則第60号）第33条の規定に基づく前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、請負代金額が130万円以上で、かつ、工期が2か月を超える土木建築に関する工事を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上に相当するものであること。
- (4) 当初の前払金が支払い済であること。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約における中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該会計年度の工事に係る作業に要する経費が当該会計年度における年割額の2分の1以上に相当するものであること。
- (4) 当該会計年度の当初における前払金が支払い済であること。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2を超えない額で、中間前払金と当初支出した前払金を合計した額が請負代金額の10分の6を超えないものとし、算定した金額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、債務負担行為の設定状況又は歳計現金の保有状況等によりこれを減額することができる。

2 継続費等の2年以上にわたる契約の中間前払金は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の金額に対して支払うことができる。

3 繰越明許費支弁により翌年度にわたる契約の中間前払金は、契約締結当初における請負代金額の総額に対して支払うことができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払が認められている工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者がいずれかを選択するものとする。

2 前項に規定する対象工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、前項による選択について、契約締結後に変更することはできない。

3 継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の請求等）

第6条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払に係る認定請求書（様式第2号）（以下「認定請求書」という。）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する認定請求書が提出されたときは、第3条各号に掲げる要件を全て満たしているかを7日以内（閉庁日を除く）に調査し、その結果が妥当と認められる場合、その結果を中間前金払に係る認定調書（様式第4号）（以下「認定調書」という。）により受注者に通知するものとする。

3 前項に規定する認定調書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限（継続費等に係る2年以上にわたる契約の場合は、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限）を保証期限とする中間前金払に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約の保証証書とともに、中間前払金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する中間前払金請求書を受理したときは、当該受理をした日から14日以内に中間前金払を行うものとする。

5 中間前金払は、第3項の中間前払金請求書に記載された前払金預託金融機関への振込みにより行うものとする。

（中間前払金額の変更）

第7条 市長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により請負代金額が著しく増額された場合においては、変更後の中間前払金の額に相当する額から既に支払った中間前払金を差し引いた額以内の中間前払金を追加して支払うことができる。この場合において前条の規定を準用する。

2 中間前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額が著しく減額された場合において、既に受領済みの前払金額と中間前払金の合計額が減額後の請負代金額の10分の6を越えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過した額を返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内に部分払の支払をしようとするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

(中間前払金の使途制限)

第8条 中間前払金は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費に充てることができない。

(中間前払金の返還)

第9条 中間前金払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときには、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他市長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第10条 市長は、第7条第2項及び前条の規定に該当する場合において、返還すべき中間前払金を市長の指定する期日までに返還しないときは、その未返還額につき、市長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、必要に応じて市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に公告及び入札指名をする案件から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、同日以降に契約締結するものから適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告又は入札指名をする案件から適用する。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払と部分払の選択届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地

会社名

代表者役職

代表者名

㊞

下記の工事については、

〔	中間前金払	〕
	部分払	

を選択します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金

注1）中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択して下さい。

注2）契約締結後は、内容の変更はできません。

様式第2号（第6条関係）

中間前金払に係る認定請求書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所 在 地

会 社 名

代表者役職

代表者名

㊞

ふじみ野市建設工事請負契約約款第34条第4項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

契 約 日 平成 年 月 日

工 事 名

工 期 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

工 事 場 所

請負代金額 金 円

※添付書類 工事履行報告書

様式第3号（第6条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 % ()は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月			
(記載欄)			

監 督 員	現場代理人	主任(監理) 技術者

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第4号（第6条関係）

中間前金払に係る認定調書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長 ㊟

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	
中 間 前 払 金 額	
摘 要	

様式第5号（第6条関係）

中間前払金請求書							
金	円						
年 月 日に契約締結した 工 事 名 _____ 工事場所 _____ の請負代金 円に対し、ふじみ野市建設工事中間前金払要領 第7条第3項に基づく中間前払金を上記のとおり請求します。 年 月 日 受注者 印 ふじみ野市長 前払金預託金融機関 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td colspan="2" style="padding: 5px;">下記の銀行預金口座にお振込みください</td></tr><tr><td style="width: 50%; padding: 5px;">銀行</td><td style="width: 50%; padding: 5px;">支店</td></tr><tr><td colspan="2" style="padding: 5px;">普通預金No.</td></tr></table>		下記の銀行預金口座にお振込みください		銀行	支店	普通預金No.	
下記の銀行預金口座にお振込みください							
銀行	支店						
普通預金No.							